

令和4年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和4年6月10日（金）午後3時00分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番	正木善昭	2番	大井栄一
3番	中野 栄	4番	三須清一
5番	宮久保 勝	6番	森 茂
7番	川村泉治	8番	根本 博
9番	大炊三枝子	10番	田口 忠

4. 出席事務局職員

局 長	柏木幸昌
農地係長	遠藤幸廣
主任主事	片桐圭悟
主 査	富塚隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 議案第3号 令和3年度の目標及び活動点検・評価及び令和4年度の目標及び活動点検・評価（案）について
- 議案第4号 我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

三須清一会長 ただいまから令和4年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 森茂委員

7番 川村泉治委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」2件。

議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」1件。

議案第4号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、合計面積は230平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から国道356号線に出て東へ約70メートルに位置しています。位置図は議案資料の2ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の方で、譲渡人も〇〇の方です。申請理由は、譲受人は現在両親と同居していますが、家族構成の変化等を考え、父親所有の土地に自己専用住宅を建設するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 それでは、議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第2調査会で譲渡人、譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い審議をしました。

計画地の上水道は前面道路から引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽処理し、前面道路の側溝に接続します。雨水は宅内浸透処理し、隣接農地は父親が所有していることから、周辺農地にも影響を及ぼすことはありません。

また、資力については、預貯金、金融機関からの借入れ及び親からの借入れを予定しています。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定い

たしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号1番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は13ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条の規定により買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,830平方メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約800メートルに位置しています。位置図は議案資料の14ページを御覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告します。

申出人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

農業の主たる従事者であった申出人の夫は、令和4年1月26日に死亡されました。

現地は畑として管理されています。相続人は妻ですが、高齢のため農業に従事することが困難なことから、市に生産緑地の買取り申出を行うものです。

なお、申出人からの聞き取りにより、買取り申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上を基に、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については原案どおり証明することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号2番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号整理番号2番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は15ページからとなります。

生産緑地の指定を受けている農地の主たる農業従事者が身体の故障により、生産緑地法第10条の規定により買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は575平方メートル。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南門を出た東側に隣接しています。位置図は議案資料の16ページを御覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で申出人の代理人、妻及び子の立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申出のあった土地は、昭和46年に相続により取得し、これまで農業の主たる従事者であ

る申出人が管理してきましたが、身体の故障により農業に従事することが困難なことから、市に生産緑地の買取り申出を行うため、農業の主たる従事者であることの証明を求めるものです。

故障については、医師の診断書により確認しています。

以上を基に、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

川村委員。

川村泉治委員 資料によりますと故障と書いてあるのですが、差し支えなければ、年齢とその故障の内容をお聞かせいただけますでしょうか。

三須清一会長 事務局、お願いします。

事務局 お答えします。まず、年齢につきましては、現在87歳の方になります。

また、病名につきましては、腰椎すべり症、根性坐骨神経痛、右脳梗塞ということで診断書が出ております。

以上です。

三須清一会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については原案どおり証明することに決定いたしました。

三須清一会長 続いて、議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」

この会の意見を求めます。

提出日、令和4年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について御説明します。

この件については、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条で農業委員会における事務の実施状況について、毎年度、インターネット、その他の方法で公表することが義務づけられました。

農業委員会法改正の背景にあった農業委員会が行っている活動が農業者等になかなか見えていないという反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図ることとされたものです。従前は農林水産省の通知によるものでしたが、平成28年度からは農業委員会法の中に明記されました。

また、農地法第52条でも、農業委員会は、その所掌事務を的確に行うために、農地の保有及び利用の状況、借賃等の情報、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うことが義務づけられています。

この情報提供、公表に当たっては、農林水産省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに、目標及びその達成に向けた活動計画を決め、その実施した活動については、年度の終了後に目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を行って、それをしっかり公表していくというものです。我孫子市の農業委員会でも、法令に基づいて適切に情報の公表を行っていく必要があります。

Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化及びⅢの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、農政課の実績及び事務事業計画との調整を図った上で、議案のとおりとさせていただきます。

それでは、別紙Ⅰを御覧ください。

まず、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。1ページを御覧ください。

Iの農業委員会の状況は、令和3年度末時点の状況です。

Iの1では、各表の※印の注釈に従い、数値を入れております。

Iの2の農業委員会の現在の体制は、新制度に基づくもので、令和元年4月の2回目の任命によるものです。

次に、IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。2ページをお開きください。

IIの1では現状と課題を、IIの2では目標と実績の数値を、IIの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。3ページをお開きください。

IIIの1では現状と課題を、IIIの2では目標と実績の数値を、IIIの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、IVの遊休農地に関する措置に関する評価です。4ページをお開きください。

IVの1では現状と課題を、IVの2では目標と実績の数値を、IVの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

なお、2の解消実績1ヘクタールは、新たに遊休農地が解消された面積です。

次に、Vの違反転用への適正な対応です。5ページをお開きください。

これもIVまでと同様、Vの1では現状と課題を、Vの2では実績の数値を、Vの3は活動計画に対する実績及び評価を記載しました。

補足しますと、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在新規違反への対応は機敏に行っており、速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限移譲される以前からの古い違反案件をはじめとした困難案件については、十分な対応がされてきておりません。

これまで、違反転用面積は1.84ヘクタールの数値としておりますが、7月以降の農地パトロール等を通じて、改めて農業委員会全体の取組として対処していけたらよいと考えております。この面積も、精査して異同があることも念頭に置いていただければと思います。

次に、VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。6ページをお開きください。

VIの1では農地法第3条に基づく許可事務についての実績を、VIの2では農地転用に関する事務についての実績を記入しております。農地転用に関する事務に関して、農林水産省の様式では案件を記入するようとなっておりますが、我孫子市では権限移譲を受けていますので、この括弧書きを作成しています。

なお、このVIでは、標準処理期間については、29年度から3条許可も4条、5条許可も毎月21日から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも申請受付からおおむね1か月以内には許可書の交付ができています。

ただし、住宅の建設など他法令と関係するものについては、関係課と同日に許可書を交付していますので、1か月から2か月の期間を要しています。

以上を踏まえて、29年度からは我孫子市農業委員会の許可に係る事務の標準処理期間について、3条許可に関しては申請書の受理から25日、農地転用許可に関してはネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合も含め、申請書の受理から45日としています。

7ページをお開きください。

続いて、VIの3では農地所有適格法人からの報告への対応を記入しています。4つの法人が対象となりますが、令和3年度は、法令に基づく報告書の提出に際し、3法人に督促を行った結果、2法人から提出があり、未提出は1法人となっています。

VIの4では情報の提供等を記入しています。農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入しています。

8ページをお開きください。

次のVIIは、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容で、特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日頃の活動の中で寄せられた意見等があれば、その内容と対処内容を記載するものです。特には寄せられていないと思われますので、特になしと記入しています。

最後に、VIIIでは、総会後の議事録の公表についてはホームページで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったこと、活動計画の点検・評価はホームページに公表しているものと記入しています。

次に、別紙2を御覧ください。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。1ページを御覧ください。

Iの農業委員会の状況は、令和3年度末時点の状況です。

次に、IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。2ページをお開きください。

IIの1では現状と課題を、IIの2では目標と活動計画を記入しています。数値は、農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

IIIの1では現状と課題を、IIIの2では目標と活動計画を記入しています。これも、数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IVの遊休農地に関する措置です。3ページをお開きください。

IVの1では現状と課題を、IVの2では目標と活動計画を記入しています。これは、農政課とも調整しながら、農業委員会が決めた3年で1.5ヘクタール解消という最適化推進指針を基に、堅実に0.5ヘクタールの解消を目標値としました。

最後に、Vの違反転用への適正な対応です。

これも、Vの1では現状と課題を、Vの2では活動計画を記入していますが、数値は点検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件の確認と実践的な是正対応については、パトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、本総会の議案で令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定していただきましたら、6月中に千葉県を通して農林水産省に報告するとともに、ホームページで公表することになります。

なお、ホームページで公表する期間は、施行規則の規定に従い、3年間となります。説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」

下記のとおり、農業委員会等に関する法律第7条の規定により定めたいので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年6月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

令和元年6月に決定しました我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、目標期間などが令和4年3月末までとなっていることから、改めて地区内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について変更するものです。

変更点につきましては、別紙3の案を御覧ください。

まず、第1の基本的な考え方を加筆しました。

これは、これまでの指針には我孫子市の現状と課題、求められる取組等が明記されていなかったことから、目標年月、令和7年3月と併せて明記したものです。

次に、第2の1の(1)の①番及び次ページの2の(1)の①番の市内の農地面積について、従前は農林業センサスの数値を記載していましたが、今回からは農林水産省による耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載することとしました。

次に、(1)の②番の市内の遊休農地面積について、従前39.6ヘクタールだったものを34.5ヘクタールへ変更しました。

続いて、2の(1)、②農地利用集積の現状中、192.2ヘクタールだったものを314.4ヘクタールへ、③農地利用集積の目標設定(累積)中、210.2ヘクタールを365.5ヘクタールへ変更しました。

引き続き、3、(1)、①新規参入経営体の現状中、21経営体を22経営体へ、②新規参入経営体の確保の目標(累積)の24経営体を29経営体へ変更しました。

また、大項目の1、2、3、それぞれの(2)の取組方法については変更ありません。

なお、当案につきましては、令和4年6月2日の我孫子市農地利用最適化推進委員会議にて、農業委員会などに関する法律第7条第2項の規定に基づき、「指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と定められていることから、意見を聴き、案の作成を行ったものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

以上で、審議案件については全て終了いたしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号の1件です。

報告第1号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも住宅です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

以上の会議録は我孫子市農業委員会会議規則第18条の規定により議長が調製したものであるが、会議の次第に相違がないので同条第2項の規定により署名する。

会 長

署名人

署名人